



笠井かなえの活動レポート 12月議会報告

～子育て・介護をひとりぼっちにしないまちに～

みなさまのご意見、現場の声を
お聞かせください。

TEL・FAX：0940-37-0700

Mail：munakata@fnet.gr.jp

一般質問

◆コロナ禍で 孤立しがちな人に 安心できる対策を

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言時、困ったことや心配なことはないかアンケート調査を行いました。その中で、地域の行事やサロンの中止、学校の休業など、自粛生活が続いたことで、地域で孤立し様々な問題を抱えている人が多数いることがわかりました。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況で、孤立しがちな人に対して、少しでも安心できるような施策が必要です。

●高齢者の心身の健康を守るために

高齢者が外出を控え、家に引きこもっている状態が続く、体力や生活意欲の衰えが指摘されています。高齢者の心身の健康を保つためには、人と会って話すことが大切です。地域で開催されていたサロンや介護予防教室を再開するための感染対策を講じる支援や、気軽に取り組める体操や運動の情報提供の充実を要望しました。また、独居の高齢者が孤立しないように見守りや支えあいの仕組みの点検と見直しを提案しました。

●子どもたちが安心できる寄りそった対応を

小中学校が3月から臨時休業となり、多くの子どもと親が戸惑い、不安を抱えていました。学校再開後も、悩みや不安などを持つ子どもは多く、教師とスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等が連携し、メンタル面での配慮と丁寧な対応を要望しました。

新型コロナウイルス感染症は、赤ちゃんから高齢者まで全ての人に、そして経済活動においても、多方面に大きな影響をあたえています。こんな時だからこそ、誰もが孤立せず安心して暮らせるよう、連携し取り組むことを要望しました。

●安心して子育てできるように、産後ケアの充実を

1歳未満の赤ちゃんがいる母親の10%前後だった産後うつが、コロナ禍においては24%、約4人に1人が発症している可能性があるとの調査結果（注）が出ています。

様々な事情で、産後の養生がしっかりできず、身体の不調だけでなく、情緒不安や孤独にさいなまれることで、将来的に育児放棄や虐待につながる可能性があることが指摘されています。

産後はホルモンバランスの変化や育児による不規則な生活リズムで、体とこころが不安定になりやすい時期です。この時期に適切なサポートを受け、安心して育児できる環境をつくるために、産後ケア事業の充実が不可欠です。（注）産後うつの調査については「首都圏で約2000名の調査結果」



●産後ケア事業の現状と改善点



◆宗像市は

母子で泊まれる宿泊型のみ
利用期間：出産後20日以内



◆近隣自治体では

- ・母子で泊まれる宿泊型に加え日中利用できるディサービス型、自宅に来てくれる訪問型も実施
- ・利用期間：出産後4ヶ月以内

保護者が安心して子育てできることは、子どもの幸せに直結しています。産後ケア事業の利用期間を1年間（国の指針）とし、多様なサービスの実施を要望し、前向きに検討するとの回答がありました。

評価できること

注目の議案

気になること

いいねポイント1

○子どもの医療費の支給を中学生まで拡充 (2021年4月から実施)

現在は、小学生まで医療費を支給していますが、県が医療費支給の対象を中学生まで拡充することに伴い、宗像市も通院にかかる医療費の支給を行うもの。患者の自己負担は、1医療機関ごとに、1ヶ月1,600円を上限とする。

県は所得制限を設けますが、宗像市は所得制限を設けず、全ての子どもが対象になります。

いいねポイント2

差し迫って重要な課題を解決するために市役所の組織の改編が行われます。(2021年4月より)

○特別支援教育係の新設

教育子ども部、教育政策課に「特別支援教育係」が設置されます。発達障害の児童生徒への就学支援や就労支援等の充実がはかられ、きめ細かな支援が進むことを期待します。

◆国に対しての2つの意見書がだされました。

○新しい生活様式を踏まえた少人数学級編成の実現を求める意見書

国が小学校6年生までの35人学級を進めると発表しましたが、この意見書は、中学生までを30人学級にすることを求めるもの。一人一人の子どもに目が届き、子どもたちにより良い学びを保障するために、中学校までの実現を強く要望し、ネットは賛成しました。議会では12対7で否決されました。

○不妊治療への保険適応の拡大を求める意見書

全員賛成で可決されました。

○指定管理者の認定について

今回、大島港大島海洋体験施設(うみんぐ)は(株)むなかた大島に、また(株)正助ふるさと村、とれとれプラザかのこの里利用組合が、指定管理者として議会で認定されました。

指定管理は税金で設置された「公の施設」の管理運営を民間企業やNPO、市民団体等が担うことができる制度です。国の方針で、コスト削減と市民サービスの向上が目的です。

しかし、選定委員会では指定管理者の選定の審査はしますが、事業が本当に指定管理にふさわしいかは検討されません。諮問する前に議会で事業のあり方を今一度検討することが必要だと思えます。